

# 香川県報



第 33 号

平成 17 年

4 月 26 日（火曜日）

## 告 示

### 目 次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

生活保護法の規定による指定医療機関の指定の辞退	（健康福祉総務課）	一
生活保護法の規定による介護扶助担当機関の指定	（ ）	二
生活保護法の規定による指定介護機関を休止した旨の届出	（ ）	三
生活保護法の規定による指定介護機関を廃止した旨の届出	（ ）	四
児童福祉法の規定による事業者の指定	（障害福祉課）	五
児童福祉法の規定による事業所の所在地の変更の届出	（ ）	六
児童福祉法の規定による事業の廃止の届出	（ ）	七
身体障害者福祉法の規定による事業者の指定	（ ）	八
身体障害者福祉法の規定による事業の廃止の届出	（ ）	
知的障害者福祉法の規定による事業者の指定	（ ）	
知的障害者福祉法の規定による事業の廃止の届出	（ ）	
平成十六年香川県告示第二百九十八号（漁業災害補償法の規定による漁業共済加入区の設定）の一部改正	（水産課）	
道路の供用開始（二件）	（道路保全課）	
臨港地区内における分区の指定	（港湾課）	
道路の位置指定	（建築課）	
公 告		
平成十七年度地籍調査事業計画の決定	（農政課）	
土地改良事業の適否決定（三件）	（土地改良課）	
土地改良事業の認可（三件）	（ ）	

土地改良事業の同意  
 土地改良区の役員の就退任の届出  
 土地改良事業の工事完了の届出  
 落札者等の公告  
 監査委員公表  
 監査結果の公表（四件）

（ ）  
 （ ）  
 （ ）  
 （ ）  
 （技術企画課）

九

## 告 示

香川県告示第二百八十七号  
 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十一条第一項の規定により、次の指定医療機関から指定の辞退があった。

平成十七年四月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀	香川県知事 真 鍋 武 紀
辞 退 年 月 日	所 在 地
平成一七、四、二〇	丸亀市飯山町東坂元二一七一
大 林 薬 局	

香川県告示第二百八十八号  
 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十七年四月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定年月日	事業所（施設）の名称及び所在地	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
平成一七、三、二二	丸亀市社会福祉協議会 丸亀市大手町二丁目一番七号	社会福祉法人丸亀市社会福祉協議会 丸亀市大手町二丁目一番七号	訪問介護 訪問入浴介護 居宅介護支援事業

平成一七、三、二二	丸亀市社会福祉協議会綾歌支所 丸亀市綾歌町栗熊西七八二番地	社会福祉法人丸亀市社会福祉協議会 丸亀市大手町二丁目一番七号	訪問介護 訪問入浴介護 居宅介護支援事業
平成一七、三、二二	丸亀市社会福祉協議会飯山支所 丸亀市飯山町下法軍寺五八一番地一	社会福祉法人丸亀市社会福祉協議会 丸亀市大手町二丁目一番七号	訪問介護 通所介護 居宅介護支援事業
平成一七、三、二	ナイス・サポート「らく楽」 丸亀市城東町二丁目一番一六号	株式会社ミンク 丸亀市城東町二丁目一番一六号	訪問介護

香川県告示第二百八十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関を休止した旨の届出があった。

平成十七年四月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

平成一七、二、一	株式会社大松家呉服店 三豊郡詫間町詫間五四四五番地	株式会社大松家呉服店 三豊郡詫間町詫間五四四五番地	福祉用具貸与
平成一七、二、一	池田外科医院訪問介護事業所 三豊郡豊中町笠田笠岡二二三六	医療法人社団池田外科医院 三豊郡豊中町笠田笠岡二二三六	訪問介護
平成一六、一、一	龍王山介護サービス 三豊郡詫間町詫間六七八二番地二五	有限会社龍王山 三豊郡詫間町松崎一八一七番地	福祉用具貸与
休 止 年 月 日	事業所（施設）の名称及び所在地	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類

香川県告示第二百九十号  
生活保護法（昭和二十五年法律第四百四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関を廃止した旨の届出があった。

平成十七年四月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

平成一七、一、一	訪問看護ステーションみき 木田郡三木町氷上一二二一	香川医療生活協同組合 高松市栗林町一丁目三二四	居宅介護支援事業
平成一七、二、一六	三木木工有限会社 木田郡三木町井戸二九一〇番地一	三木木工有限会社 木田郡三木町井戸二九一〇番地一	福祉用具貸与
平成一七、二、二八	丸亀市社会福祉協議会 丸亀市大手町二丁目一番七号	社会福祉法人丸亀市社会福祉協議会 丸亀市大手町二丁目一番七号	福祉用具貸与
平成一七、三、二二	丸亀市社会福祉協議会 丸亀市大手町二丁目一番七号	社会福祉法人丸亀市社会福祉協議会 丸亀市大手町二丁目一番七号	訪問介護 訪問入浴介護 居宅介護支援事業
平成一七、三、二二	綾歌町指定居宅介護支援事業所 丸亀市綾歌町栗熊西七八二番地	社会福祉法人綾歌町社会福祉協議会 丸亀市綾歌町栗熊西七八二番地	居宅介護支援事業
平成一七、三、二二	飯山町社会福祉協議会 丸亀市飯山町下法軍寺五八一番地一	社会福祉法人飯山町社会福祉協議会 丸亀市飯山町下法軍寺五八一番地一	訪問介護
廃 止 年 月 日	事業所（施設）の名称及び所在地	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類

香川県告示第二百九十一号  
 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の十第一項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。  
 平成十七年四月二十六日

香川県知事 真鍋武紀

指定事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
三七〇〇〇三 一〇二二二一 一三三	株式会社コムスン 中讃ケアセンター 仲多度郡多度津町 西港町六四三	株式会社コムスン 東京都港区六本木 六丁目一〇番一号	平成十七年 三月一日	児童居宅介護
三七〇〇〇三 一〇二一六一 一三三	丸亀市社会福祉協 議会 丸亀市大手町二丁 目一番七号	社会福祉法人丸亀 市社会福祉協議会 丸亀市大手町二丁 目一番七号	平成十七年 三月二十二 日	児童居宅介護
三七〇〇〇三 一〇二一七一 一一二	丸亀市社会福祉協 議会綾歌支所 丸亀市綾歌町栗熊 西七八二番地	社会福祉法人丸亀 市社会福祉協議会 丸亀市大手町二丁 目一番七号	平成十七年 三月二十二 日	児童居宅介護
三七〇〇〇二 一〇二一八一 一九	丸亀市社会福祉協 議会飯山支所 丸亀市飯山町下法 軍寺五八一番地一	社会福祉法人丸亀 市社会福祉協議会 丸亀市大手町二丁 目一番七号	平成十七年 三月二十二 日	児童居宅介護
三七〇〇〇三 一〇二二二二 一一	サマリア浅野ホ ムヘルプサービス 香川県香川町浅野 一八七	社会福祉法人サマ リア 高松市西春日町一 五〇一	平成十七年 四月一日	児童居宅介護
三七〇〇〇三 一〇二二〇一 一一三	のぞみ児童デイサ ービス さぬき市長尾東一 六二九一	社会福祉法人長尾 福祉会 さぬき市昭和一〇 三二番地	平成十七年 四月一日	児童デイサ ービス

三七〇〇〇三 一〇二二三一 二七	児童デイサービス 「ぱれっと」 坂出市府中町字南 谷五〇〇一番地二	社会福祉法人瀬戸 福祉会 坂出市府中町字南 谷五〇〇一番地二	平成十七年 四月一日	児童デイサ ービス
三七〇〇〇三 〇〇〇九一 三八	香川県ふじみ園 更生寮 丸亀市飯山町東坂 元三六六七	香川県 高松市番町四丁目 一番一〇号	平成十七年 四月一日	児童短期入所
三七〇〇〇三 〇〇〇一六一 三三	香川県ふじみ園 授産寮 丸亀市飯山町東坂 元三六六七	香川県 高松市番町四丁目 一番一〇号	平成十七年 四月一日	児童短期入所

香川県告示第二百九十二号  
 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の二十の規定により、指定居宅支援事業者から当該指定に係る事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。  
 平成十七年四月二十六日

香川県知事 真鍋武紀

指定事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	変更年月日	サービスの種類
三七〇〇〇三 一〇〇九八一 一一	(変更前) 三木指定児童デイ サービス事業所 木田郡三木町大字 平木一〇五番地五 (変更後) 三木指定児童デイ サービス事業所 木田郡三木町大字 井戸三八番地三一	社会福祉法人 三木町社会福祉協 議会 木田郡三木町大字 氷上三一〇番地	平成十七年 四月一日	児童居宅介護

香川県告示第二百九十三号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の二十の規定により、指定居

宅支援事業者から当該指定居宅支援の事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成十七年四月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	廃止年月日	サービスの種類
三七〇〇〇三 一〇〇四五 一四	綾歌町指定訪問介護事業所 綾歌郡綾歌町栗熊西七八二番地	社会福祉法人綾歌町社会福祉協議会 綾歌郡綾歌町栗熊西七八二番地	平成十七年三月二十一日	児童居宅介護
三七〇〇〇三 一〇〇三三 一一	飯山町社会福祉協議会 綾歌郡飯山町下法軍寺五八一番地	社会福祉法人飯山町社会福祉協議会 綾歌郡飯山町下法軍寺五八一番地	平成十七年三月二十一日	児童居宅介護

香川県告示第二百九十四号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の四第一項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成十七年四月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
三七〇〇〇一 一〇二二二 一五	株式会社コムスン 中讃ヶアセンタ 仲多度郡多度津町西港町六四三	株式会社コムスン 東京都港区六本木六丁目一〇番一号	平成十七年三月一日	身体障害者居宅介護
三七〇〇〇一 一〇一一六 一五	丸亀市社会福祉協議会 丸亀市大手町二丁目一番七号	社会福祉法人丸亀市社会福祉協議会 丸亀市大手町二丁目一番七号	平成十七年三月二十二日	身体障害者居宅介護

指定事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	廃止年月日	サービスの種類
三七〇〇〇一 一〇一一七 一三	丸亀市社会福祉協議会綾歌支所 丸亀市綾歌町栗熊西七八二番地	社会福祉法人丸亀市社会福祉協議会 丸亀市大手町二丁目一番七号	平成十七年三月二十二日	身体障害者居宅介護
三七〇〇〇一 一〇一一八 一一	丸亀市社会福祉協議会飯山支所 丸亀市飯山町下法軍寺五八一番地	社会福祉法人丸亀市社会福祉協議会 丸亀市大手町二丁目一番七号	平成十七年三月二十二日	身体障害者居宅介護
三七〇〇〇一 一〇二二二 一三	サマリア浅野ホムヘルプサービス 香川県香川町浅野二二八七一	社会福祉法人サマリア 高松市西春日町一五〇一一	平成十七年四月一日	身体障害者居宅介護

香川県告示第二百九十五号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の二十の規定により、指定居宅支援事業者から当該指定居宅支援の事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成十七年四月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	廃止年月日	サービスの種類
三七〇〇〇一 一〇〇二四 一一	丸亀市社会福祉協議会 丸亀市大手町二丁目一番七号	社会福祉法人丸亀市社会福祉協議会 丸亀市大手町二丁目一番七号	平成十七年三月二十一日	身体障害者居宅介護
三七〇〇〇一 一〇〇四五 一六	綾歌町指定訪問介護事業所 綾歌郡綾歌町栗熊西七八二番地	社会福祉法人綾歌町社会福祉協議会 綾歌郡綾歌町栗熊西七八二番地	平成十七年三月二十一日	身体障害者居宅介護
三七〇〇〇一 一〇〇三三 一四	飯山町社会福祉協議会 綾歌郡飯山町下法軍寺五八一番地	社会福祉法人飯山町社会福祉協議会 綾歌郡飯山町下法軍寺五八一番地	平成十七年三月二十一日	身体障害者居宅介護



香川県告示第二百九十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年四月二十六日から五月十七日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年四月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路線名 本島循環線（二百五十七号）
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
丸亀市本島町笠島浦字高無坊一〇九八番一 地先から	一〇・〇	二二〇	平成十四年 香川県告示 第三百四十 六号で変更 した区域の 一部
丸亀市本島町笠島浦字高無坊一〇四〇番一 地先まで	一八・二		
丸亀市本島町大浦字薬師通一四番一地先か ら	二七・〇		
丸亀市本島町大浦字薬師通一九番一地先ま で	三七・六	一一〇	

四 供用開始の期日 平成十七年四月二十八日

香川県告示第三百号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年四月二十六日から同年五月十七日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年四月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路線名 千足高松線（百七十四号）
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高松市岡本町字立石五八五番一地先から	八・五	一七三	平成十三年 香川県告示 第七百八十 六号で変更 した区域の 一部
高松市岡本町字立石五八二番一地先まで	一三・四		

四 供用開始の期日 平成十七年四月二十六日

香川県告示第三百一号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十九条第一項の規定により、仁尾港の臨港地区内において分区分を指定したので、次のとおり告示し、公衆の縦覧に供する。

平成十七年四月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 分区分名及び分区分の指定に係る土地の区域
  - 1 分区分名
    - 商港区及びマリナー港区
  - 2 分区分の指定に係る土地の区域
    - 縦覧に供する図面表示のとおり
- 二 縦覧場所
  - 香川県土木部港湾課

香川県告示第三百二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十七年四月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 指定番号 中土指道 第一号

- 二 指定年月日 平成十七年四月十三日
  - 三 指定道路の位置 善通寺市原田町字東宮七六七 一及び同地先農道・水路
  - 四 指定道路の幅員とその延長 幅員 四・一〇メートル、五・〇〇メートル及び四・四メートル、五・四〇メートル
- 延長 三八・五九メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県中讃土木事務所総務課において閲覧に供する。

## 公 告

香川県公告第二百六十九号  
 国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条の三第二項の規定により地籍調査に  
 関する平成十七年度事業計画を平成十七年四月十八日次のとおり決定した。  
 平成十七年四月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間	摘要
善通寺市	善通寺市生野本町、上吉田町の一部、生野町の一部、善通寺町の一部、弘田町の一部、吉原町の一部及び文京町の一部	平成十八年三月三十一日まで	地籍調査
土庄町	小豆郡土庄町土庄の一部、測崎の一部及び上庄の一部	"	地籍調査
池田町	小豆郡土庄町測崎の一部及び上庄の一部	"	数値情報化
牟礼町	小豆郡池田町大字池田の一部	"	地籍調査
庵治町	木田郡牟礼町大字牟礼の一部	"	地籍調査
塩江町	木田郡庵治町字丸山、字北村及び字竹居	"	地籍調査
満濃町	香川郡塩江町大字安原下の一部、香川郡塩江町大字安原下の一部、仲多度郡満濃町大字吉野の一部、大字神野の一部及び大字岸上の一部	"	数値情報化 地籍調査

香川県公告第二百七十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法

第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十七年三月三十一日適当と決定した。  
 その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十七年五月十日から同月三十日まで縦覧に供する。

平成十七年四月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
豊中町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路新設事業） 原下地区	豊中町経済課
"	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業） 二の池下地区	"
"	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業） 深谷地区	"
"	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業） 徳前地区	"
"	単独県費補助土地改良事業（水路補修事業） 田井地区	"
"	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業） （天皇池地区）	"
"	単独県費補助土地改良事業（揚水機改修事業） （中尾地区）	"
"	単独県費補助土地改良事業（揚水機改修事業） （寺岡地区）	"
"	単独県費補助土地改良事業（揚水機改修事業） （岡本谷地区）	"
"	単独県費補助土地改良事業（揚水機改修事業） （北畑かん地区）	"
"	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業） 普入池地区	"

香川県公告第二百七十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる町が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十七年四月八日適当と決定した。  
その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十七年五月十日から同月三十日まで縦覧に供する。

平成十七年四月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

町 名	土 地 改 良 事 業 名	縦覧場所
綾南町	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）篠池地区	綾南町経済課
"	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）水池地区	"
"	単独県費補助土地改良事業（農道整備事業）川下中地区	"
"	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）高司下池地区	"
"	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）泥池地区	"
"	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）落合地区	"
"	単独県費補助土地改良事業（ため池整備事業）中池地区	"
"	単独県費補助土地改良事業（ため池整備事業）庄屋池地区	"
"	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）萱原用水地区	"

香川県公告第二百七十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる町が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十七年三月三十一日適当と決定した。  
その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十七年五月十日から同月三十日まで縦覧に供する。

平成十七年四月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

町 名	土 地 改 良 事 業 名	縦覧場所
豊中町	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）大津池地区	豊中町経済課
"	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）大苗代地区	"
"	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）財田地区	"

香川県公告第二百七十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、高松市三谷土地改良区が土地改良事業（非補助土地改良事業 砂入池上流地区）を行うことについて平成十七年四月八日認可した。  
平成十七年四月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県公告第二百七十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該下欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十七年四月十一日認可した。  
平成十七年四月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土 地 改 良 事 業 名
香川県三郎池土地改良区	単独県費補助土地改良事業三郎池一号地区
"	単独県費補助土地改良事業三郎池二号地区

香川県公告第二百七十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定により、蛇谷地区共同施行が土地改良事業（香川用水非受益地域用水 確保事業蛇谷地区）を行うことについて平成十七年四月十一日認可した。  
平成十七年四月二十六日

香川県公告第二百七十六号

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる町が当該下欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十七年四月十一日同意した。

平成十七年四月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

町名	土地改良事業名
牟礼町	単独県費補助土地改良事業牟礼川原地区
"	単独県費補助土地改良事業中村上池地区
"	単独県費補助土地改良事業三ヶ原水路地区
"	単独県費補助土地改良事業羽間中池地区
"	単独県費補助土地改良事業清谷池地区
"	単独県費補助土地改良事業山田池地区
"	単独県費補助土地改良事業春の木前池地区

香川県公告第二百七十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、観音寺市逆瀬池土地改良区から役員の退任及び就任について次のとおり届出があった。

平成十七年四月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

役員の種類	氏名	住 所	退任年月日
一 退任した役員			
役員の種類	氏名	住 所	就任年月日
二 就任した役員			
役員の種類	氏名	住 所	就任年月日

香川県公告第二百七十八号

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十一条の規定により、土地改良事業の工事の完了について次のとおり届出があった。

平成十七年四月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良事業を行った者の名称	土地改良事業の種類	地区名	工事完了年月日
木田郡三木町土地改良区	単独県費補助土地改良事業	重元地区	平成一七、二、二八
"	単独県費補助土地改良事業	寺の前地区	平成一七、三、二五
"	単独県費補助土地改良事業	南天枝地区	平成一七、二、二八
"	単独県費補助土地改良事業	蓮池地区	平成一七、二、二八
高松市十河土地改良区	単独県費補助土地改良事業	南下所地区	平成一七、三、二四
"	単独県費補助土地改良事業	赤羽根地区	平成一七、三、二四
"	単独県費補助土地改良事業	平田池地区	平成一七、三、二四
"	単独市費補助土地改良事業	一ノ坪地区	平成一七、三、二四
"	単独県費補助土地改良事業	西吉田地区	平成一七、三、二四
"	単独県費補助土地改良事業	本村地区	平成一七、三、二四
"	単独県費補助土地改良事業	沖下所地区	平成一七、三、二四

香川県公告第二百七十九号

特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則（平成七年香川県規則第八十五号）第十七条の規定により、次のとおり落札者等を公示する。

なお、本公告における調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成七年条約第二十三号）の適用を受けるものである。

平成十七年四月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 調達件名及び数量 平成十七年度香川県標準土木積算システム運用業務委託 一式
- 二 調達方法 購入等
- 三 契約方式 随意
- 四 契約日 平成十七年四月一日
- 五 契約者の氏名及び住所 財団法人日本建設情報総合センター 東京都港区赤坂七丁目十番二十号
- 六 契約価格 四九、三三九、五〇〇円
- 七 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成十七年政令第三百七十一号）第十条第一項第二号に該当
- 八 拒否議 郵便番号 七六〇 八五七〇 香川県高松市番町四丁目一番十号 香川県土木部技術企画課 総務・技術企画グループ 電話番号 〇八七 八三二 三五一一

監査委員公表

香川県監査委員公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成17年4月26日

	香川県監査委員	鎌 田 守 恭
	同	名 和 基 延
	同	同 石 川 稠 治
	同	同 野 田 峻 司
1	監査対象部局	教育委員会
2	監査対象年度	平成16年度
3	監査の概要	
	監査対象機関	監査年月日
	文化会館	平成17年1月21日

東讃教育事務所	"
図書館	"
観音寺中央高等学校	"
笠田高等学校	"
高瀬高等学校	"
高瀬のぞみが丘中学校	"
香三中部看護学校	平成17年1月27日
豊学校	"
香川中央高等学校	"
丸亀高等学校	"
丸亀城西高等学校	"
大川東高等学校	平成17年1月28日
津田高等学校	"
小豆島高等学校	"
土庄高等学校	"
小豆教育事務所	"
高松東高等学校	平成17年2月8日
石田高等学校	"
普通寺養護学校	"
琴平高等学校	"
高松工業高等学校	平成17年2月10日
美術工芸研究所	"
漆芸研究所	"
教育センター	"
高松西高等学校	"
坂出商業高等学校	"
坂出工業高等学校	"
総合運動公園	平成17年2月15日

県民ホール	"	飯山高等学校	"
歴史博物館	"	普通寺第一高等学校	"
丸亀競技場	"	普通寺西高等学校	"
丸亀武道館	"	多度津工業高等学校	"
香川丸亀養護学校	"	多度津水産高等学校	"
障害児教育課	平成17年2月17日	観音寺第一高等学校	"
保健体育課	"	三豊工業高等学校	"
生涯学習課	"	盲学校	"
人権・同和教育課	平成17年2月21日	香川東部養護学校	"
文化行政課	"	高松養護学校	"
福利課	"	香川西部養護学校	"
総務課	平成17年2月22日	屋島少年自然の家	"
義務教育課	"	五色台少年自然の家	"
高校教育課	"	五色台野外活動センター	"
中讀教育事務所	平成17年3月25日	瀬戸内海歴史民俗資料館	"
西讀教育事務所	"	武道館	"
自然科学館	"	屋島陸上競技場	"
三本松高等学校	"	総合水泳プール	"
志度高等学校	"	体育館	"
三木高等学校	"	埋蔵文化財センター	"
高松北高等学校	"		
高松北中学校	"	4 監査の結果	
高松高等学校	"	財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。	
高松商業高等学校	"	予算の執行に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。	
高松南高等学校	"	(1) 指摘事項	
高松桜井高等学校	"	該当事項なし	
農業経営高等学校	"	(2) 指導注意事項	
坂出高等学校	"	ア 住居手当の支給について	



<p>人事課 監察課 会計課 厚生課 情報管理課 さぬき警察署 高松東警察署 小豆警察署 丸亀警察署 高瀬警察署 観音寺警察署</p> <p>4 監査の結果</p>	<p>〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃</p> <p>平成17年3月25日</p> <p>〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃</p>
<p>財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。</p> <p>なお、今回、捜査報償費に関して、特に重点的に監査を実施し、監査に当たっては関係会計書類等の照合・精査を行うとともに、所属長及び警察署長からの聴取、さらには捜査員からの聴取も実施した。捜査報償費のうち、捜査諸経費については執行件数が多いため抽出で行い、一般捜査費については全ての支出について監査を行った。</p> <p>予算の執行に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。</p> <p>(1) 指摘事項 該当事項なし</p> <p>(2) 指導注意事項 ア 行政財産の目的外使用許可に係る管理諸経費の収入事務について 運転免許センター内の自動販売機設置に伴う管理諸経費（電気料）の徴収がなされていなかったため、追徴する必要がある。（会計課） イ 公有財産の管理について 冷暖房装置など公有財産の取扱いにおいて、公有財産規則等に定める事務手続がなされていないため、適正に処理する必要がある。（会計課）</p>	<p>ウ 通勤手当の支給につて 通勤手当の規定に誤りがあったので、追給する必要がある。（観音寺警察署）</p> <p>(3) 検討指示事項 該当事項なし 香川県監査委員公表第7号 平成17年2月25日付けで提出された住民監査請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき、監査の結果を次のとおり公表する。 平成17年4月26日</p> <p>香川県監査委員 鎌田守恭 同 名和基延 同 石川稠治 同 野田峻司</p> <p>第1 監査の請求 1 請求人 高松市新北町21番14号 矢野 輝雄</p> <p>2 請求書の提出 平成17年2月28日</p> <p>3 請求の内容 請求人提出の住民監査請求書における請求の要旨は、「別紙事実証明書（平成17年2月24日付朝日新聞記事）の記載によると、氏名不詳の香川県職員は、香川県の公金を県職員互助会や県教職員互助会をトンネルとしてラウン・ケツションを置いて台風災害の見舞金として一般県民にさえ支給していない多額の公金を香川県の公務員に対して違法又は不当に支出しているのである。他人の金なら湯水のような使うという公務員の悪弊がまた出てきたのである。違法な公金支出については過日の多額の「裏金」形成で反省しているのかと思うと何ら反省していないのである。別紙事実証明書の中にも、床上浸水に見舞われた理容店経営者（44）は「一般県民は見舞金などもらえないのに、内輪だけで税金を使うのは納得できない」と憤っているのである。公僕たる公務員がお手盛りで一般県民にさえ支給されない多額の見舞金を「公金」から支出す</p>

ることは許されない違法又は不当な行為なのである。本件「公益」支出は、地方自治法第232条第1項同法第2条第141項、地方財政法第4条第1項の各規定に違反する違法又は不当な公益支出である。

よって、本件請求人は、香川県監査委員が、上記の違法又は不当な公益支出について責任を有する者に対して当該損害の補填を求めるほか、その他の「必要な措置」を講ずるよう香川県知事に対して勧告することを求める。(以上原文のとおり)というものである。

(別紙事実証明書省略)

第2 請求の受理

本件請求は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条所定の要件を具備しているものと認め、これを受理した。

第3 個別外部監査契約に基づく監査

1 個別外部監査契約に基づく監査の請求

請求人は、「住民監査請求の分野においては、従来の監査委員の制度は全く機能しておらず、信用できないので、個別外部監査契約に基づく監査を求める必要がある。」(以上原文のとおり)として、個別外部監査契約に基づく監査によることを求めるが、本件請求は、次の理由により、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査を実施することが相当であるものとは認められない。

2 知事に地方自治法第252条の43第2項前段の規定による通知を行わなかった理由

(個別外部監査契約に基づく監査によることを相当としない理由)

外部監査制度が設けられた趣旨は、地方公共団体の組織に属さない外部の専門的な知識を有する者による外部監査を導入することにより、当該団体における監査制度の独立性と専門性を一層充実するとともに、地方公共団体における監査機能に対する住民の信頼を高めることにあるが、この制度は監査委員制度と相反するものではなく、地方公共団体の行政の適正な運営の確保という共通の目的に資する制度であり、両者が相互に機能を発揮することによって地方公共団体の監査機能の全体が充実することが期待されているものである。

本件請求は、補助金の交付に関するものであり、その交付の違法性等についての判

断を行うに当たって、特に監査委員の監査に代えて外部の者による判断を必要とし、あるいは、特に専門的な知識や判断等を必要とする事案ではないと考えられる。

第4 監査の実施

1 監査対象事項

平成16年の台風災害に係る財団法人香川県職員互助会及び財団法人香川県教職員互助会の災害見舞金給付事業に対する補助金の交付(以下「本件支出」という。)を監査対象とした。

2 監査対象部局

総務部、健康福祉部、水道局及び教育委員会

3 請求人による証拠の提出及び陳述

請求人に対して、地方自治法第242条第6項の規定に基づき、平成17年3月23日に証拠の提出及び陳述の機会を与えたが、請求人からこれを行わない旨の意思表示がなされた。

第5 監査の結果

本件請求については、監査委員の合議により、次のとおり決定した。

本件請求は、理由がないものと認める。

以下、その理由について述べる。

1 事実関係の確認

関係書類等を調査するとともに、総務部職員課、健康福祉部県立病院課、水道局総務課及び教育委員会事務局福利課の職員から事情を聴取して、次の事項を確認した。

(1) 財団法人香川県職員互助会及び財団法人香川県教職員互助会について

財団法人香川県職員互助会(以下「県職員互助会」という。)は、「香川県行政に携わる者の福祉の増進を図り、もって公務の円滑かつ能率的な運営に寄与することを目的として、また、財団法人香川県教職員互助会(以下「教職員互助会」という。)は、「香川県における教育文化の振興発展並びに教職員及び教育関係者の福利の向上と、生活の安定を図ること」を目的として、それぞれ昭和47年に知事又は教育委員会の許可を得て設立された財団法人である。

また、両互助会は、香川県職員互助団体に關する条例(昭和38年香川県条例第22

号。以下「条例」という。)に基づき職員の互助共済及び福利増進を図るため療養の給付及び退職の場合の給付その他の福利厚生に必要な事業を行う互助団体である。

(2) 県職員互助会及び教職員互助会に対する補助金の交付について

ア 互助団体については、条例第4条で「互助団体は、その経費を構成員の掛金その他の収入をもって充てるものとする。」とし、第5条第1項では「県は、互助団体に対し、毎年度予算の範囲内において、前条の掛金の総額に相当する額以内の補助金を交付する。」と規定している。

イ 互助団体である県職員互助会及び教職員互助会に対する県費助成については、これまで助成額を大幅に圧縮するなどの見直しが行われてきており、平成16年度当初予算においては、財団法人香川県職員互助会補助金として、香川県一般会計予算で68,703千円、香川県立病院事業会計予算で25,580千円、香川県水道用水供給事業会計予算及び香川県工業用水道事業会計予算で1,839千円が、また、財団法人香川県教職員互助会補助金として、香川県一般会計予算で203,223千円が計上され、平成16年2月県議会定例会で議決されている。その後、平成17年3月1日までに、財団法人香川県職員互助会補助金として、一般会計から61,640,129円、香川県立病院事業会計から23,313,714円、香川県水道用水供給事業会計及び香川県工業用水道事業会計から1,639,029円が県職員互助会に対してそれぞれ交付され(合計86,592,872円)、また、同年2月25日までに、財団法人香川県教職員互助会補助金として、一般会計から187,304,792円が教職員互助会に対して交付されている。

(3) 県職員互助会及び教職員互助会から会員への災害見舞金の支給について

災害見舞金は、会員が水震火災その他非常災害によって、その住居又は家財に損害を受けたときに支給されるものであり、損害の程度に応じてその額が定められている(財団法人香川県職員互助会給付及び貸付規程第9条の3、財団法人香川県教職員互助会給付及び貸付規程第17条の4)。

平成16年の度重なる台風災害について、県職員互助会は、会員からの65件の災害見舞金請求に基づき7,550,000円の災害見舞金を支給しており、その財源として上記(2)イの同互助会に対する補助金のうち3,603,449円を充てていた。また、教職員互助

会も、会員からの124件の災害見舞金請求に基づき、32,804,972円の災害見舞金を支給しており、その財源として上記(2)イの同互助会に対する補助金のうち16,354,354円を充てていた。

(4) 災害見舞金に充てられた補助金の返還について

県職員互助会及び教職員互助会に対する上記補助金については、県民感情に対する配慮が足りなかったとして、平成17年2月県議会定例会で関係予算の減額補正が行われるとともに、平成17年3月末までに平成16年の台風災害に係る災害見舞金(以下「本件災害見舞金」という。)に充てられた補助金に相当する額として県職員互助会から3,603,449円、教職員互助会から16,354,354円が県に返還されている。

2 監査委員の判断

(1) 地方公共団体は、その事務を処理するために必要な経費を支弁するものとされ(地方自治法第232条第1項)、また、その事務を処理するに当たっては最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない(同法第2条第14項)、その経費はその目的を達成するために必要かつ最少の限度を超えて支出してはならない(地方財政法(昭和23年法律第109号)第4条第1項)とされている。

(2) そして、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第42条は、「地方公共団体は、職員の保健、元氣回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならない。」と規定し、地方公共団体に対して職員の福利厚生に関する計画の樹立及び実施を義務付けている。この規定を受けて、地方公共団体が職員の福利厚生を実現するために、具体的にどのような制度を設けるかについては、それが適切かつ公正さを欠くものと認められない限り(同法第41条)、各地方公共団体が、地域の実情等に応じ、その合理的裁量に基づき決定すべき性質のものでされている。

(3) また、補助金の交付について、地方自治法第232条の2は、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができ。」と定めており、「公益上必要がある」か否かは、その補助の目的が正当であるか、補助が必要かつ相当なものであるかなどを考慮して判断すべきものとされている。

(4) これらの規定を総合的にみると、県が、条例を定め、これに基づき職員の互助共

同 野 田 峻 司

済及び福利増進を図ることを目的とする互助団体である県職員互助会及び教職員互助会に対し、これら互助会が実施する福利厚生に関する事業に合理的と認められる補助金を交付することは、何ら法の趣旨に反するものではないと解される。

(5) 県職員互助会及び教職員互助会の災害見舞金給付事業は、その内容及び給付の程度において、他県における福利厚生事業のそれと概ね類似していることから、これらと対比して特に均衡を失っているとは認められないことから、同給付事業に対し県が条例に基づき補助金を交付することについては、明らかに不合理であるとは言えず、本件支出については、県民からの様々な意見や批判があることを踏まえると社会的妥当性の面からは疑問が残るものの、直ちに違法又は不当な公金の支出と見ることはできない。

(6) 一方、平成17年3月末までに、県職員互助会及び教職員互助会から県に対して、本件災害見舞金に充てられた補助金に相当する額の返還がなされていることから、災害見舞金を公金から支出していることにより県が被った損害の補てんを求めるといふ請求については、既に請求の利益を失っているものと認められる。

以上のことから、香川県監査委員が本件違法又は不当な公金支出について責任を有する者に対して損害の補てんをさせる等の必要な措置を講ずるよう知事に対して勧告することを求めるという請求人の主張には理由がないものと判断する。

3 意見

県職員互助会などの互助団体が行う福利厚生事業に対する県費助成については、県の厳しい財政状況や民間企業における福利厚生制度の給付水準を踏まえ、県民の理解が得られるよう早急に抜本的な見直しを行うことを要望する。

香川県監査委員公表第8号

平成17年2月26日付けで提出された住民監査請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき、監査の結果を次のとおり公表する。

平成17年4月26日

香川県監査委員 鎌 田 守 恭

同 名 和 基 延

同 石 川 稠 治

第1 監査の請求

1 請求人  
小豆郡土庄町長浜甲1446-1 今川 二郎

2 請求書の提出  
平成17年3月2日

3 請求の内容

請求人提出の住民監査請求書における請求の要旨は、「別紙事実証明書（平成17年2月24日付朝日新聞記事）の記載によると、氏名不詳の香川県職員は、香川県の公金を県職員互助会や県教職員互助会をトンネルとしてクワン・クワシヨンを置いて台風災害の見舞金として一般県民にさえ支給していない多額の公金を香川県の公務員に対して違法又は不当に支出しているのである。他人の金なら湯水のような使うという公務員の悪弊がまた出てきたのである。違法な公金支出については過日の多額の「裏金」形成で反省しているのかと思うと何ら反省していないのである。別紙事実証明書の中にも、床上浸水に見舞われた理容店経営者（44）は「一般県民は見舞金などもらえないのに、内輪だけで税金を使うのは納得できない」と憤っているのである。公僕たる公務員がお手盛りで一般県民にさえ支給されない多額の見舞金を「公金」から支出することは許されない違法又は不当な行為なのである。本件「公金」支出は、地方自治法第232条第1項同法第2条第14項、地方財政法第4条第1項の各規定に違反する違法又は不当な公金支出である。

よって、本件請求人は、香川県監査委員が、上記の違法又は不当な公金支出について責任を有する者に対して当該損害の補填を求めるほか、その他の「必要な措置」を講ずるよう香川県知事に対して勧告することを求める。」（以上原文のとおり）というものである。

（別紙事実証明書省略）

第2 請求の受理

本件請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条所定の要件を具備しているものと認め、これを受理した。



給事業会計予算及び香川県工業用水道事業会計予算で1,839千円が、また、財団法人香川県教職員互助会補助金として、香川県一般会計予算で203,223千円が計上され、平成16年2月県議定会定例会で議決されている。その後、平成17年3月1日までに、財団法人香川県教職員互助会補助金として、一般会計から61,640,129円、香川県立病院事業会計から23,313,714円、香川県水道用水供給事業会計及び香川県工業用水道事業会計から1,639,029円が県職員互助会に対してそれぞれ交付され(合計86,592,872円)、また、同年2月25日までに、財団法人香川県教職員互助会補助金として、一般会計から187,304,792円が教職員互助会に対して交付されている。

(3) 県職員互助会及び教職員互助会から会員への災害見舞金の支給について  
 災害見舞金は、会員が水震火災その他非常災害によって、その住居又は家財に損害を受けたときに支給されるものであり、損害の程度に応じてその額が定められている(財団法人香川県職員互助会給付及び貸付規程第9条の3、財団法人香川県教職員互助会給付及び貸付規程第17条の4)。

平成16年の度重なる台風災害について、県職員互助会は、会員からの65件の災害見舞金請求に基づき7,550,000円の災害見舞金を支給しており、その財源として上記(2)イの同互助会に対する補助金のうち3,603,449円を充てていた。また、教職員互助会も、会員からの124件の災害見舞金請求に基づき、32,804,972円の災害見舞金を支給しており、その財源として上記(2)イの同互助会に対する補助金のうち16,354,354円を充てていた。

(4) 災害見舞金に充てられた補助金の返還について  
 県職員互助会及び教職員互助会に対する上記補助金については、県民感情に対する配慮が足りなかったとして、平成17年2月県議定会定例会で関係予算の減額補正が行われるとともに、平成17年3月末までに平成16年の台風災害に係る災害見舞金(以下「本件災害見舞金」という。)に充てられた補助金に相当する額として県職員互助会から3,603,449円、教職員互助会から16,354,354円が県に返還されている。

2 監査委員の判断

(1) 地方公共団体は、その事務を処理するために必要な経費を支弁するものとされ(

地方自治法第232条第1項)、また、その事務を処理するに当たっては最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない(同法第2条第14項)、その経費はその目的を達成するために必要かつ最少の限度を超えて支出してはならない(地方財政法(昭和23年法律第109号)第4条第1項)とされている。

(2) そして、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第42条は、「地方公共団体は、職員の保健、元氣回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならない。」と規定し、地方公共団体に対して職員の福利厚生に関する計画の樹立及び実施を義務付けている。この規定を受けて、地方公共団体が職員の福利厚生を実現するために、具体的にどのような制度を設けるかについては、それが適切かつ公正さを欠くものと認められない限り(同法第41条)、各地方公共団体が、地域の実情等に応じ、その合理的裁量に基づき決定すべき性質のもものとされている。

(3) また、補助金の交付については、地方自治法第232条の2は、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と定めており、「公益上必要がある」か否かは、その補助の目的が正当であるか、補助が必要かつ相当なものであるかなどを考慮して判断すべきものとされている。

(4) これらの規定を総合的にみると、県が、条例を定め、これに基づき職員の互助共済及び福利増進を図ることを目的とする互助団体である県職員互助会及び教職員互助会に対し、これら互助会が実施する福利厚生に関する事業に合理的と認められる補助金を交付することは、何ら法の趣旨に反するものではないと解される。

(5) 県職員互助会及び教職員互助会の災害見舞金給付事業は、その内容及び給付の程度において、他県における福利厚生事業のそれと概ね類似していると認められ、これらと対比して特に均衡を失っているとは認められないことから、同給付事業に対し県が条例に基づき補助金を交付することについては、明らかに不合理であるとは言えず、本件支出については、県民からの様々な意見や批判があることを踏まえると社会的妥当性の面からは疑問が残るものの、直ちに違法又は不当な公金の支出と見ることはできない。

(6) 一方、平成17年3月末までに、県職員互助会及び教職員互助会から県に対して、

本件災害見舞金に充てられた補助金に相当する額の返還がなされていることから、災害見舞金を公金から支出していることにより県が被った損害の補てんを求めるといふ請求については、既に請求の利益を失っているものと認められる。

以上のことから、香川県監査委員が本件違法又は不当な公金支出について責任を有する者に対して損害の補てんをさせる等の必要な措置を講ずるよう知事に対して勧告することを求めるという請求人の主張には理由がないものと判断する。

### 3 意見

県職員互助会などの互助団体が行う福利厚生事業に対する県費助成については、県の厳しい財政状況や民間企業における福利厚生制度の給付水準を踏まえ、県民の理解が得られるよう早急に抜本的な見直しを行うことを要望する。

平成十七年四月二十六日印刷発行

印刷発行所

香  
川  
県  
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%  
白色度70%再生紙を使用しています